

○探偵業者に対する指示

(第 14 条)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 25 年 12 月 1 日
平成 26 年 1 月 3 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 11 月 28 日
令和 2 年 4 月 1 日

処分基準

令和 2 年 4 月 1 日作成

| | |
|----------|---|
| 法令名 | 探偵業の業務の適正化に関する法律 |
| 根拠条項 | 第 14 条 |
| 処分の概要 | 探偵業者に対する指示 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | |
| 処分基準 | 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり |
| 問い合わせ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |
| 決裁区分等 | 生活安全部長 |

別紙

[別紙参照]